

自主シンポジウム21

次世代育成支援地域行動計画と保育

— 幼稚園・保育所のあり方を中心に —

企画・話題提供 村山祐一（鳥取大学・保育研究所）
司 会 逆井直紀（保育研究所）
話題提供 杉山隆一（大阪保育研究所）
宮里六郎（熊本学園大学）
増田百代（兵庫県保育所運動連絡会）

企画要旨

次世代育成支援対策推進法が制定され、全自治体で2005年度から10か年間の次世代育成支援のための地域行動計画策定が義務づけられるようになった。自治体の基本的な施策として、次世代育成支援策が位置づけられ、その計画的な実施が求められるようになったのである。

今後の保育所行政や幼稚園行政は、政府内部の幼保一元化に関する論議や、一体的運営をすすめようとする各自治体の意向を受けながら、この次世代育成支援策の一環に位置づけられて展開されることになる。

この次世代育成支援策の推進に対する住民の期待は大きなものがあるが、しかし一方で、①子育てを支援するといいつながら、親責任論が強調されるなど、人権保障の視点が弱い、②施策推進のための財源保障も含めた公的責任性が曖昧である、③男性の働き方にもメスを入れるとしているが、法的規制力は弱く施策の実効性に疑いがある、などの問題点が指摘されている。

このような次世代育成支援策が展開されるなかで、地域の子育て支援策がどのように進展し、また幼稚園・保育所のあり方はどう変化するのであろうか。この点に関する論議を深めたい。

討論の意図と課題

このシンポジウムでは、次世代育成支援策の評価とともに、自治体における地域行動計画策定の状況を踏まえ、幼稚園・保育所のあり方を中心に、地域の子育て支援施策に与える影響について、都市部と地方小規模自治体の状況の違いをふまえた論議を行いたい。

話題提供1

構造改革と幼保問題

村山祐一（鳥取大学・保育研究所）

1. 戦後の幼保「一元化」論議の歩みから

①1960年代の論議の特徴と文部・厚生省の方針

②1970年代の論争

③1980年代の論議の特徴

2. 1990年代以降の「一元化」論議の特徴と問題点

— 規制緩和と政策と子ども不在の「一元化」論

3. 次世代育成支援と保育制度—子ども不在の「改革」論をのりこえる視点

話題提供2

次世代育成支援策の持つ限界と可能性

杉山隆一（大阪保育研究所）

少子化対策を積極的に進めるため2003年に「次世代育成支援対策推進法」（以下、次世代法と略）が制定され、2004年度に地方自治体と企業に子育て支援を総合的に推進するため「行動計画」策定が義務付けられた。次世代法は、国や自治体および企業が子育て支援を総合的に図ることを目指した点では画期的といえる。とくに男性も含めた「働き方の見直し」を目標の一つにしたことは、子育ての負担を重くしている原因のひとつにメスが入ることになり、国民の願いに答えるものとなる可能性を秘めている。

しかし、次世代法及び「行動計画」は、権利論および実効性の点で問題となる点がある。1つは、子どもの権利の観点である。行動計画では策定指針において「子どもの視点」において「最善の利益の確保」を重視して行動計画を策定することになっているが、子育て支援の究極の享受者は子どもであるから、子どもの権利の保障を基本とすべきである。2つは、子育てにおける保護者の第一義的責任の強調と社会的支援論に立脚したことから「公的責任」があいまいとなっている。3つは、規制改革と代替事業を積極的に活用しながら地方自治体の財政状況により具体的な事業量を決定してよいとなっている。これにより保育を受ける権利や自治体の義務の後退や空洞化が引き起こされることが危惧される。4つは、次世代法では財源のあり方

についてまったく無視されており、実効性の点で疑問である。5つは、次世代法と児童福祉法や労働基準法など子育てに関する法律とのかかわりにおいて、次世代法は強制力がない点で労働時間の短縮や残業の規制が強化されるのか疑問となる。

次世代法は、行動計画において子育てにかかわる人々の声をできるだけ吸収して行動計画に反映させるために地域協議会の設置をうたっており子育ての実態に即した行動計画になる条件がある。次世代法では「働き方の見直し」を強調しており、これをテコに労働関係法の見直しにつながることもできる。多様な保育ニーズについても事業量を設定して実施するとしていることから保育条件の向上につなげることができる。活用によっては地域における子育て環境の充実にすることができる法律でもある。

話題提供3

地方小規模自治体における次世代育成支援行動計画の策定状況の現状と課題

宮里六郎（熊本学園大学）

現在、市町村地域行動計画先行策定市町村として53の地域が指定され、行動計画素案づくりが取り組まれている。私はある先行自治体の策定委員としてかかわっている。この自治体では、ニーズ調査や行動計画委員会・地域協議会・庁内部会の3つの策定体制が敷かれ、エンゼルプラン・母子保健計画・町振興総合計画などを土台に、市町村合併の動きとも連動しながら取り組まれているところである。民間調査会社によるニーズ調査が行われ、2004年3月に向けて急ピッチで作業が進められている。

本報告では、次世代育成支援行動計画の理論的検討

というより計画策定の実態を報告し今後の課題を明らかにしたい。特に、過疎地のエンゼルプラン策定にかかわった経験とつないで地方の小規模自治体に焦点を当てて考えることとする。都市部とは違った実態や課題があると思う。次世代育成支援行動計画は、仕事と子育ての両立支援に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の方針として取り上げているが、自治体の行動計画は子育て支援や次世代支援に有効なのか、男性の働き方の見直しは意識されているのか、地域づくりに貢献する行動計画になるのか、ならないとすればどういう課題があるのか検討するきっかけとしたい。

話題提供4

次世代育成支援行動計画に関する自治体調査を行って

増田百代（兵庫県保育所運動連絡会）

1. 兵庫県は、全国でも待機児を多く抱えている県である。特に阪神間の都市部で待機児の解消がなかなか進まない状況を抱えている。その反面に郡部では、少子化が進み、保育所の廃園・統廃合・「幼保一元化」が進んでいる。
2. 2003年10月より、兵庫県の自治体に訪問して調査を開始した、2月までの調査結果を報告したい。
 - ① 阪神間各市の待機児と待機児の解消のための対策の状況、② 阪神間各市の行革計画のうち、保育所に関する部分、③ 阪神間各市における幼保「一元化」・一体化の状況、の報告
3. 都市における、少子化対策と次世代育成支援のための課題について

資料

市町村行動計画及び都道府県行動計画の概要（抜粋）

策定に関する基本的な事項

1. 計画策定に当たっての基本的な視点

- (1)子どもの視点、(2)次代の親づくりという視点、(3)サービス利用者の視点、(4)社会全体による支援の視点、(5)すべての子どもと家庭への支援の視点、(6)地域における社会資源の効果的な活用の視点、(7)サービスの質の視点、(8)地域特性の視点

2. 策定の時期等

- 10年計画を2004年度中に策定し、5年後に見直し。

内容に関する事項

1. 地域における子育ての支援
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. 子ども等の安全の確保
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

※ 各施策の目標は、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定。